

令和5年度移住・定住支援制度一覧 (R5.8月時点)

市町村名	鏡野町															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報	
		東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
まちづくり課	○	○	○	○			随時		○	○	○	○	○	○	○	

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
まちづくり課	山下 直人	0868-54-2982

2 移住専門相談員の有無

有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
一般社団法人カガミノミライ	杉山・瀧本	0868-54-7655
主な業務	移住定住希望者の総合相談窓口・移住者の総合相談	

3 お試し住宅の有無

有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	R4年度利用件数	うち移住件数
H29	一戸建住宅	1～14日	2件	0

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】

- ・ オーダーメイド型移住体験ツアー 1泊2日  
随時受付（令和5年4月1日～令和6年3月15日）  
先着15組
- ・ 移住体験ツアー（団体型） 1泊2日  
9月ごろ開催予定  
先着15名

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	鏡野町お試し住宅事業	町民との交流及び町内での生活を体験できる住宅を貸し出す。 ○対象者 ・町外に住所を有し、町内へ移住を希望する者、または検討している者 ○利用期間 ・最短2日間、最長14日間	1日：1,000円
起業	企業支援事業補助金	町内において、事業所を設置して、起業するものに対して、起業に係る経費を補助する。（詳細条件有） ○対象者（詳細条件有） 町内に住所を有する20歳以上の者又は、起業の日の前日までに町内に住所を有する者で申請日に20歳以上である者	補助対象経費が50万円以上で、補助金の額は補助対象経費の2分の1以内の額で上限100万円
就農	新規就農奨励事業	町内において新たに農業に従事し、将来にわたり専業として農業経営を続けていこうとする者に対して、奨励金を支給する。（3年間で100万円） ○対象者 申請年度当初において年齢が40歳以下の者	3年間で総額100万円
住宅	鏡野町ぬくもりの木で家づくり推進事業補助金	町産材の需要拡大と町内定住者の拡大、促進を目的として、以下を満たした場合に補助金を交付 ○対象者 「おかやまの木で家づくり推進事業実施要領」第3に規定する要件を全て満たす方で、町産材を活用して町内に自ら居住するために1戸建て住宅を新築される場合。	最大 200万円
	鏡野町定住促進空き家改修補助金	本町における空き家の有効活用を通して、本町への移住及び定住を促進する。 ○対象者(次の全てに該当する者) ・1戸建て空き家の売買契約日又は最初の賃貸借契約日から1年を経過しない者(ただし、平成27年4月1日以降に売買契約又は賃貸借契約をしたものに限り。) ・本補助金に係る改修に関して国、県又は町の制度による他の補助等を受けていない者 ・納期の到来した町税等を完納している者 ・補助対象物件に補助金の交付日から5年以上定住する意思のある者 ※補助金の交付日から5年以内に転出又は転居した場合は補助金の返還が生じます。 ○補助対象住宅 ・補助対象者が所有する又は賃借する1戸建て空き家 ただし、賃借物件については所有者が改修工事に承諾している部分 ※3親等内の親族間での空き家の購入又は賃貸の物件は対象外 ○補助対象工事 ・町内建築業者が補助対象改修工事の主たる施工業者であること ・補助対象工事に要する経費が20万円以上であること ・住宅の機能向上のために行う改修、台所、浴室、便所、洗面所等の改修、または内装、屋根、外壁等の改修 ・申請年度内に工事完了すること	補助対象経費の1/2 (補助上限額 50万円)

鏡野町住宅リフォーム事業費補助金	<p>町内の建築業者により、既存住宅本体の維持又は機能の向上を目的とする改築や改修を行った場合の経費の一部を補助することにより、町民の住環境の改善を推進する。</p> <p>○ 対象者(次の全てに該当する者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町に住所登録若しくは外国人登録を有する個人</li> <li>・納期の到来した町税等を完納している者</li> <li>・本補助金に係る改修に関して国、県又は町の制度による他の補助等を受けていない者</li> </ul> <p>○ 補助対象住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象者若しくは同居の家族が所有し、又は供する予定住宅の居住部分。ただし、賃貸住宅等の営業目的に供されている住宅は所有者の同意を得ること。</li> <li>・集合住宅においては、申請者の占有部分。</li> <li>・併用住宅においては、居住部分</li> </ul> <p>○ 補助対象工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内建築業者が補助対象改修工事の主たる施工業者であること</li> <li>・補助対象工事に要する経費が20万円以上であること</li> <li>・申請年度内に工事完了すること</li> </ul>	補助対象経費の1/5 (補助上限額 20万円)
子育て	<p>乳幼児、児童及び生徒に係る医療費の一部を支給する措置を講じ、もって乳幼児、児童及び生徒の健康保持及び増進に寄与するとともに児童福祉の向上に資することを目的として支給する。</p> <p>○ 対象者(次の全てに該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鏡野町に住所を有し、出生から高校卒業(満18歳に達した日以後の3月31日)までの者</li> <li>・国民健康保険、その他の健康保険に加入している者</li> </ul>	<p>○ 対象医療費</p> <p>保険診療での医療費の自己負担額を全額助成</p> <p>ただし、保険外診療となる健康診断、予防接種、入院時の食事療養費(食事代)、室料差額(差額ベット代)、くすりの容器代等は対象となりません。</p>
育児用品助成事業	<p>保護者の子育てに対する経済的負担を軽減し、安心して子育てが出来るよう、育児用品の助成をする。</p> <p>○ おむつ購入費助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者</li> <li>・鏡野町内に住所を有する乳児(0～1歳未満)保護者</li> <li>・助成対象費</li> <li>・おむつ(布、紙両方可)の購入又はレンタルに要した費用</li> </ul> <p>○ 紙おむつ処理用ゴミ袋支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児1人につき、50枚(1回限り)</li> <li>※ただし、該当世帯全員が町税等を完納していること</li> </ul>	<p>○ おむつ購入費助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児1人ごとにおむつ(布、紙両方可)の購入費、又はレンタル費用</li> <li>・月額4千円まで出生から1歳になる月の末日まで有効</li> <li>○ 紙おむつ処理用ゴミ袋支給</li> <li>・乳児1人につき、50枚(1回限り)</li> </ul>
チャイルドシート着用推進補助金	<p>チャイルドシートの着用を推進し、乗車中の乳幼児の安全を守るとともに子育てを支援する。</p> <p>○ 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鏡野町内に住所を有する6歳未満の乳幼児が使用するチャイルドシートを購入した保護者</li> <li>※ただし、対象者及び対象者の世帯全員が町税等を完納していること</li> </ul>	購入金額の2分の1 (1人につき1回、最高限度額20,000円)
高校生等通学助成金支給事業	<p>支給対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学助成金の支給の対象者は、鏡野町に住所を有し、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条又は同法第125条第2項に規定する学校に在籍し、次のア～エに該当する者で当該申請年度末の年齢が20歳を越えていない者とする。</li> <li>ア 高等学校(通信制は除く。)</li> <li>イ 特別支援学校(高等部に限る。)</li> <li>ウ 高等専門学校(第3学年までの座席者に限る。)</li> <li>エ 専修学校(高等課程に限る。)</li> </ul>	<p>【助成額】 ※①～③は、助成額の上限1万1千円/月</p> <p>①バスまたは公共交通機関・・・(1箇所当りの定期券購入費-5千円)×1/2</p> <p>②富-勝山間乗合タクシー回数券・・・購入費の1/2</p> <p>③下宿等・・・(寮費、賃借料-5千円)×1/2</p> <p>④その他通学方法(自宅から高等学校等までの距離が15km以上)・・・3千円</p>
その他	<p>鏡野町新卒者等ふるさと就職奨励金事業</p> <p>中学・高校・大学等の新規学卒者等の就職及びUターン者の就職に伴う若者の定住を促進し、地域の活性化を図るため、町内又は通勤可能な町外において就職し、定住した者に奨励金を支給する。</p> <p>○ 対象者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①新規学卒等就職者 (ただし、卒業又は退学から1年以内に町内に住所を有して就職した30歳未満の者)</li> <li>②Uターン就職者 (ただし、本町に転入した日又は就職した日のいずれか早い日から1年経過しておらず、本町に住所を有する40歳未満の者、Uターン就職者は別途条件有)</li> </ol> <p>○ 条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①永住又は3年以上にわたって居住する意思を持って住民登録をし、かつ、町内に生活の本拠を置く者</li> <li>②公務員又は独立行政法人の職員若しくは役員でない者</li> <li>③町税等の滞納がない者</li> <li>④過去に奨励金の交付を受けていない者</li> <li>⑤就職の日から継続して6ヵ月以上就労した者</li> </ol> <p>※就職とは</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①法人又は個人事業所に就職すること</li> <li>②農林水産業に従事すること</li> <li>③自営業を開始し、又は、家業を継承するために従事すること</li> </ol>	1人 10万円
鏡野町移住支援金	<p>岡山県と共同して行う移住支援事業及びマッチング支援事業において、東京圏から本町に移住した者であって、中小企業等への就職又は起業をした者に対し支援金を交付する。</p> <p>○ 就業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業先が、岡山県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載した求人を行う法人であること</li> </ul> <p>○ 起業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町に転入後1年以内に岡山県地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく起業支援金(以下「起業支援金」という。)の交付決定を受けていること</li> <li>※その他詳細については、下記のとおり</li> </ul>	<p>○ 単身 60万円</p> <p>○ 二人以上の世帯 100万円 (18歳未満の者一人につき100万円加算)</p>

鏡野町家庭用生ごみ処理機等購入費助成金	<p>家庭用生ごみ処理機と生ごみ処理容器の使用を促進し、リサイクルの推進および生ごみの減量を目指す。</p> <p>○ 対象者(次の全てに該当する者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鏡野町内に住所を有する世帯主であり、世帯全員が町税等を完納していること</li> <li>・家庭の生ごみを処理するため、生ごみ処理機等を設置し、適切に維持管理ができ、自己所有地内で継続して使用できること</li> <li>・生ごみからできた堆肥を自家処理できること</li> <li>・町が行うごみ減量及びリサイクル事業に協力できること</li> </ul> <p>○ 助成対象機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ処理機 電機などの動力を利用する機械式及び手動式の生ごみ処理機(ただし、ディスポーザー式は除く)</li> </ul> <p>※ディスポーザー式とは、生ごみを粉砕して下水道に流すタイプです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ処理容器 庭等に埋め込み、庭等土上及び室内外に設置し、生ごみを堆肥化する容器</li> </ul>	<p>○生ごみ処理機 1世帯1基 購入金額の3分の2 (限度額60,000円)</p> <p>○生ごみ処理容器 1世帯2個まで 購入金額の3分の2 (限度額6,000円/個)</p>
---------------------	---	---